

## 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行にともなう今後の保険金・給付金の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

富国生命保険相互会社（代表取締役社長 米山好映）は、政府において、2023年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを、5類感染症へ変更する方針が決定されたことを受け、以下のとおり、保険金・給付金のお支払いにつきまして取扱いを変更いたしますのでお知らせいたします。

### 1. 「みなし入院」による入院給付金等の取扱い終了について

新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さまが、入院による治療が必要であったにもかかわらず、医療機関が満床等の理由で入院できず、病院などと同等とみなされる臨時施設等または自宅において入院と同等の療養を受けた場合（以下「みなし入院」）、その療養期間に関する医療機関や保健所等が発行する証明書などをご提出いただくことで、入院給付金等をお支払いすることとしておりました。

また、2022年9月26日以降は、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の対象が、全国一律で重症化リスクが高い方に限定されたことを受け、「みなし入院」による入院給付金等のお支払いにつきましても、発生届の対象となる重症化リスクが高い方に限定する取扱いへ変更しております。

今般、2023年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを、「5類感染症」へ変更する政府方針が決定されました。この決定を受けて、当社におきましても「みなし入院」による入院給付金等の取扱いを終了し、新型コロナウイルス感染症による入院給付金等のお支払対象を、以下のとおり変更いたします。

#### ■2023年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症による入院給付金等のお支払対象

ケース		診断日		
		2023年5月8日以降	2022年9月26日～ 2023年5月7日	2022年9月25日以前
入院された場合		お支払対象	お支払対象	お支払対象
臨時施設等・ 自宅で療養 された場合 (みなし入院)	重症化リスク が高い方 ※	お支払 <b>対象外</b>	お支払対象	お支払対象
	上記以外の方	お支払 <b>対象外</b>	お支払 <b>対象外</b>	お支払対象

※ 重症化リスクが高い方とは、新型コロナウイルス感染症に罹患された方のうち、発生届の対象となる  
①65歳以上の方、②入院を要する方、③重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な方、または、重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たな酸素投与が必要な方、④妊婦の方になります。

なお、2023年5月7日までに新型コロナウイルス感染症に罹患され、入院給付金等のお支払対象となる方につきましては、2023年5月8日以降にご請求される場合でも、お支払対象といたします。

## 2. 災害割増保険金等のお支払いおよび特別条件の取扱いの変更について

・災害に関する保障がある「別紙」に記載の保険商品につきましては、約款上、新型コロナウイルス感染症を当該「別紙」に記載の保険金・給付金等（以下「災害割増保険金等」）のお支払対象となる「感染症」とし、被保険者が新型コロナウイルス感染症を原因として死亡された場合や高度障害状態に該当した場合に、災害割増保険金等の支払対象として取り扱うこととしておりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけが「5類感染症」に変更された場合には、約款に定める「感染症」の要件を満たさなくなることから、2023年5月8日以降に罹患した新型コロナウイルス感染症を原因として死亡された場合や高度障害状態に該当した場合には、災害割増保険金等をお支払いいたしません。なお、原因を災害に限定しない死亡保険金等についてはお支払いいたします。

・特別条件のうち保険金削減支払法、給付金削減支払法または特定部位不担保法を適用したご契約において、新型コロナウイルス感染症により支払事由が生じた場合につきましても、現在は保険金・給付金の削減や給付金の不払いを行わないこととしております。

しかしながら、上記と同様の理由により2023年5月8日以降に罹患した新型コロナウイルス感染症を原因とする場合には、適用されている特別条件の内容にもとづいて保険金・給付金を削減し、または給付金を不払いとさせていただきます。

※今後、政府方針の変更や法令の改正等が行われた場合には、必要に応じて取扱いを変更する可能性があります。

以上

【問合わせ先】 フコク生命お客さまセンター 電話：0120-259-817

【受付時間】 平日 午前9時から午後5時（12月30日から1月3日を除く）

## 別紙

## 災害割増保険金等支払の取扱いが変更となる保険商品

(2023年4月13日現在)

主契約・特約の名称	対象保険金等
災害死亡給付金付個人年金保険	災害死亡給付金
5年ごと利差配当付積立型介護保険	災害死亡保険金・災害高度障害保険金
5年ごと利差配当付新積立型介護保険	災害死亡保険金・災害高度障害保険金
災害割増特約	災害割増保険金
傷害特約	災害保険金
生存給付金付新傷害特約	災害死亡保険金・災害高度障害保険金
家族定期保険特約（災害割増型）	災害死亡保険金・災害高度障害保険金
災害保障特約	災害保険金
勤労者財産形成貯蓄積立保険	災害死亡保険金
財形住宅貯蓄積立保険	災害死亡保険金
財形年金積立保険	災害死亡保険金
勤労者財産形成給付金保険	災害死亡保険金

(注) 各特約の名称については、末尾に付している「(2012)」「(H8)」等のコードは省略して表示しています。